

4 国内金融業の環境配慮行動

4.1 エコファンドについて

4.1.1 概況

現在、国内で設定されている投資信託のうち、何らかのかたちで企業の環境経営全般に焦点を当て銘柄選定を行っていることを明示しているものは、9ファンド（為替リスクの有無を勘案すると11ファンド）ある。2002年2月末日現在の資産残高規模は約1,200億円である。

わが国の最初のエコファンドは1999年8月に設定された。同年末には、一時、資産残高が2,000億円を超える規模にまで拡大した。「発売済みのエコファンドの購入者の約9割は個人投資家（金額ベースでもほぼ同じ。）であり、投資信託の初心者や女性が多いことが特徴である。」と伝えられている⁵⁶。

図表 4.1 エコファンドの現状

設定会社名 (評価担当会社)	設定月	ファンド名称	純資産 (億円)	基準価額 (円)
日興アセットマネジメント(グッドバンカー)	1999年8月	日興エコファンド	617.50	6,279
安田火災グローバル投信投資顧問 (安田火災、安田総研、損保ジャパンリスクマネジメント)	1999年9月	安田火災グリーンオープン (ぶなの森)	84.83	7,286
興銀第一ライフ・アセットマネジメント(グッドバンカー)	1999年10月	エコ・ファンド	85.18	6,455
UBS アセット・マネジメント(日本総合研究所)	1999年10月	UBS日本株式エコ・ファンド (エコ博士)	47.79	6,712
UFパートナーズ投信(UF総合研究所)	2000年1月	エコ・パートナーズ (みどりの翼)	38.74	5,501
朝日ライフアセットマネジメント (三菱総合研究所、パブリックリソースセンター)	2000年9月	朝日ライフSR 社会貢献ファンド (あすのはね)	71.76	7,768
三井住友海上アセットマネジメント(インターリスク総研)	2000年10月	エコ・バランス (海と空)	12.05	8,693
日興アセットマネジメント(SAM(スイス))	2000年11月	日興グローバル・サステナビリティ・ファンド (グループ) A(ヘッジなし)	44.12	9,685
"	2000年11月	日興グローバル・サステナビリティ・ファンド (グループ) B(ヘッジあり)	22.26	7,568
大和住銀投信投資顧問 (イノベスト・ストラテジック・バリュー・アドバイザーズ社(米国))	2001年6月	グローバル・エコ・グロース・ファンド (Mrsグリーン) A(ヘッジあり)	68.50	8,771
	2001年6月	グローバル・エコ・グロース・ファンド (Mrsグリーン) B(ヘッジなし)	123.82	9,814
		合計	1216.55	-

は、環境以外の評価項目も有するファンド。純資産、基準価額は2002年2月28日現在。

(出所) モーニングスター株式会社のホームページから作成。

⁵⁶ 環境省「平成12年版環境白書」186頁。

4.1.2 スクリーニングプロセスとエコファンドの特徴

銘柄選定のプロセスとしては、次の2つのタイプが存在しているといわれる。

- (a) 財務面で1次スクリーニングをし、選別された企業に環境スクリーニングをかけて投資対象銘柄群を決定する方式。
- (b) 最初に環境スクリーニングをかけて銘柄を選定しエコユニバースを構築、その後財務と株価評価で投資対象を選定する方式。

ここで環境面でのスクリーニング項目は、下表のような項目である。これらの特徴は、単にある特性から企業を排除するのではなく、環境配慮に優れていたり、優れた環境パフォーマンスを上げている企業に積極的に投資しようとするものである。

図表 4.2 エコファンドの環境面でのスクリーニング項目

日興 エコファンド	環境マネジメントシステム、省エネ・省資源、製品・サービス、情報開示、LCAに関する取り組みなど。
安田火災 グリーン・オープン (ぶなの森)	環境マネジメントシステムの展開度、情報開示・コミュニケーション、環境会計、環境負荷・環境効率の改善・製造・生産部門、製品に対する環境配慮など。
興銀第一ライフ エコ・ファンド	情報開示、環境マネジメント、省エネ、製品配慮、LCAに関する取り組みなど。
UBS 日本株式エコファンド (エコ博士)	環境保全取り組み方針、環境管理システム、情報公開、製品開発・生産・調達、業界特有の環境リスク対策、環境負荷低減目標の定量化、実施状況
エコ・パートナーズ (みどりの翼)	10年後をみた環境戦略を分析。持続可能な社会の実現に貢献する企業を評価。トップマネジメントの姿勢、組織的アプローチの有無、会計領域からなるバックアップ体制づくり

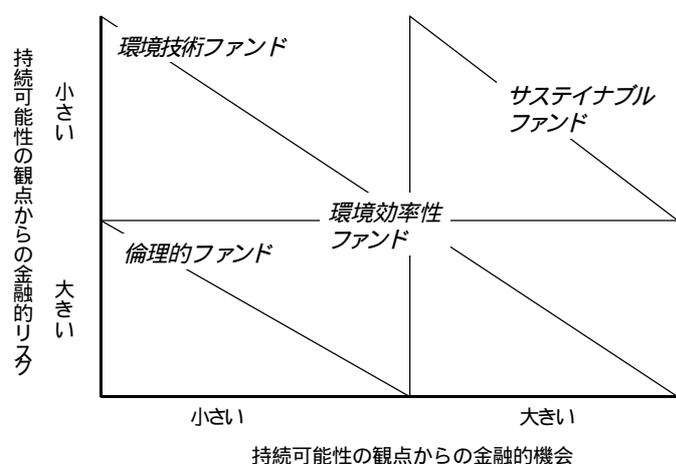
(出所)「日経エコロジー / 2000年4月号」日経BP社より抜粋して作成。

こうした環境効率性ファンドの考え方は、銘柄選定にあたってリスクの回避と機会の獲得を同時に配慮したものであり、従来の倫理的ファンドや環境技術ファンドとは、異なった特徴を持つものと考えられている。Schalteggerら[2000]はこのことを、持続可能性の観点からの金融的リスクと持続可能性の観点からの金融機会という2軸を用いて、次図のように概念的に整理している。

すなわち従来の倫理的ファンドは、排除項目を中心に銘柄選定を行うために、限られた業種(ここには環境負荷の大きな業種を含む)にのみ投資することによりリスクが大きく、機会が小さい。環境技術ファンドは、環境負荷の比較的小さ

な業種に投資することでリスクは小さいが、同時にエンド・オブ・パイプ型の環境保全対策が万能ではなくなったことから機会も小さい。環境効率性ファンドは、環境技術ファンドに比べれば環境負荷の大きな業種の企業も投資対象に含むためリスクはやや大きい、環境と財務の両面から評価を行うため機会も大きい。将来的には、環境以外の評価項目も加味されることで、よりきめ細かいスクリーニングが可能になり、サステナブルファンドは、より小さいリスクとより大きな機会を実現するようになる。

図表 4.3 環境効率性ファンドとしてのエコファンドの特徴



(出所) Stefan Schaltegger and Frank Figge, "Sustainable Development Funds", 2000

4.1.3 エコファンド誕生のインパクト

エコファンド誕生によって次のようなインパクトが生じたことが指摘できよう。

- (a) 金融商品でのグリーンプロダクトという概念が生まれたこと
 これまで、金融商品として環境配慮を明示的にうたったものは必ずしも多くはなかった。エコファンドが認知されることで、環境配慮型金融商品が成立可能であり、金融業が融資や投資の対象となる企業や個人、被保険者となる企業や個人の環境配慮行動を促進するという機能と社会的意義を有することが理解されるきっかけとなった。
- (b) 潜在的なグリーン・インベスターを顕在化させたこと
 エコファンドは、環境効率性というコンセプトを掲げ、環境配慮行動が企業の長期的な存続のための必要条件であることを主張した。これまで、企業評価に関連して財務的な側面にのみ関心を有していた投資家のなかにも、こうした主張に賛同し、環境配慮行動を投資対象企業の選択の際に配慮する行動が現れてきた。

- (c) 企業の環境経営の促進材料となったこと
企業は株価対策として、環境配慮行動を捉えるという新たな視点を獲得した。株価は企業にとっての資金調達コストを決定する要因であり、このことから環境配慮行動の巧拙が企業の経営コストに反映するという意識がより強まることとなった。こうした関係性の成立から、エコファンドは企業の環境経営をより促進する材料となった。
- (d) 企業の環境情報開示（環境報告書、環境会計、環境パフォーマンス指標等）の促進材料となったこと
企業の環境経営のなかでも、特に環境情報開示（環境報告書、環境会計、環境パフォーマンス指標等）の重要性が強く認識されるようになった。例えばエコファンドの普及によって企業では環境報告書の利用者のイメージが明確に成立するようになり、企業にとっても環境情報を開示することの意義を具体的に認識できるようになった。
- (e) 海外投資家の日本企業の環境情報への関心が増大したこと
わが国にエコファンドの急速な立ち上がりが見られたという事実は、既に環境効率性ファンドや環境を評価項目とする社会的責任投資に関して実績を有する海外において、日本企業の環境情報を収集、評価して優良な企業に対して投資を行おうとする機運を高めた。
- (f) 社会的責任投資の普及に向けたきっかけとなったこと
エコファンドの普及の結果、企業の社会的責任としては環境以外の項目も考えられること、環境以外の項目を加味した投資信託も考えられることが容易に投資家に理解されることとなった。倫理的投資という歴史的な背景を持たないわが国において、社会的責任投資の普及のきっかけをエコファンドは果たすことになった。

一方でエコファンドの運用に当たっては、評価に用いる情報の信頼性確保（例えば、環境報告書やアンケート調査による情報やデータを用いているものの、現状では第三者が検証しているわけではない等）、評価ルールの妥当性・透明性確保（例えば、スクリーニングの定量的手法が確立され、それが公開されているわけではない等）、投資先企業の拡大（例えば、環境ベンチャー等未公開株式に対する投資がなされているわけではない等）などが課題となっている。

今後は、評価する側と評価される側のコミュニケーションを一層密にするとともに、金融機関が投資家へのよりきめ細かな説明責任を果たすことが、エコファンドの社会的意義を拡大するためには必要といえるだろう。

4.2 その他の環境配慮行動について

エコファンド以外のわが国金融業の環境配慮行動を、「環境保全型プロジェクト、ベンチャー、新市場に焦点を当てたもの」、「土壌汚染問題等の環境リスクに焦点を当てたもの」、「環境コミュニケーション行動」という3つの視点から事例収集した結果を以下に示す⁵⁷。

(a) 環境保全対策への事業性資金融資

事業性資金融資という側面からの「環境」との関わり方としては、環境保全対策の促進、ISOの認証取得の促進、低公害車の普及などがある。

事例: 環境保全対策の促進

- 三井住友銀行 エコマネジメントローン:「環境診断サービス」や「エコ・マネジメント提案書」の結果を踏まえた環境対策資金の融資。
- 広島銀行 地球環境対応ローン[エコ・ハーモニー]:地球環境に配慮した経済活動に係る設備資金又は運転資金の融資。(信用保証協会の保証付き融資)
- 静岡銀行 地球環境保全支援資金「エコサポート ビジネスローン」:環境保全を目的とする設備投資、ISO14000 シリーズ等環境マネジメントシステム導入に関わる運転資金の融資。

事例: ISOの認証取得の促進

- 百五銀行 百五ISOローン:ISO14000、ISO9000シリーズの認証取得にかかる資金、および取得後の設備資金の融資。
- 紀陽銀行 フロンティアマネジメントサポート:ISO認証取得、公害防止、省エネ、IT化のための資金の融資。

事例: 低公害車の普及

- 紀陽銀行 ビジネスオートローン:営業用の低公害車両の購入資金の融資。

(b) 環境保全対策への非事業性資金融資

自動車ローン、パーソナルローン、住宅ローン、融資その他といった非事業性資金融資の分野における「環境」との関わり方としては、低公害車の普及・利用促進、省エネ・省資源等設備の普及、省エネルギー型住宅設備の普及、エコマーク認定商品の普及などがあげられる。

⁵⁷ 事例の収集は、2001年10月に各社の環境報告書ならびにインターネットホームページを用いた。当該調査結果は、わが国におけるこれら分野の事例を必ずしも網羅するものではない。また、信販業、クレジットカード業などのいわゆるノンバンクにおいても、環境配慮行動があると考えられるがここでは事例収集の対象としていない。

事例：低公害車の普及

- U F J 銀行 エコオートローン：ハイブリッド車、天然ガス自動車、電気自動車の購入資金の融資。金利優遇。
- 静岡銀行 しずぎんライフプランエコ車のローン：ハイブリッドカー、電気自動車などの低公害車および低公害仕様車購入資金の融資。
- 滋賀銀行 プランニングローン<エコプラン>：環境対応車の購入資金の融資。優遇金利を適用。
- 八十二銀行 エコメリット：低公害車、低排出ガス・低燃費車購入資金の融資。通常のローン金利から 0.5% を優遇。
- みちのく銀行 みちのく自動車ローン：「エコカー」の購入資金に金利優遇制度を適用。
- 駿河銀行 エコ・カーローン：低公害車の購入資金を、優遇金利で融資。
- 紀陽銀行 さわやかローン・マイカープラン（エコプラン）：自家用の低公害車両の購入の融資。
- 安田火災海上保険 ECO AUTO LOAN：「低公害自動車」を購入する場合、一定の条件のもと金利を通常より 0.5% 優遇する融資制度。

事例：省エネ・省資源等設備の普及

- 第一勧業銀行 ハートの新型パーソナルローン『環境設計』：温水循環式浴槽（24 時間風呂）・生ゴミ処理機・ソーラー機器（太陽熱利用温水器・太陽光発電システム）の購入資金および付帯する設備工事資金の融資。
- 静岡銀行 しずぎんエコサポートローン：太陽光発電システム、太陽熱温水器などの環境保全型商品購入資金。
- 滋賀銀行 プランニングローン<エコプラン>：住宅での環境保全設備の購入・設置の費用およびこれらにともなう、環境対応車の購入資金などを優遇金利で提供。

事例：低公害車、エコマーク認定商品の普及

- 百五銀行 地球にやさしい商品購入ローン（無担保ローン）：「ハイブリッドカー」「電気自動車」「エコマーク認定商品」などの購入資金。

事例：省エネルギー型住宅設備の普及

- 大和銀行 エコライフ住宅ローン：エネルギー供給会社、住宅設備メーカー等と提携し、省エネルギー型設備が設置されている住宅を購入、又は新築されるお客様を資金面から支援する。
- 滋賀銀行 エコ住宅ローン：「環境共生住宅」などの購入・増改築での住宅ローン利用者に対し、利用金額に応じ、カタログから選択した商品をプレゼント。
- みちのく銀行 みちのく「住宅」ローン：地球環境にやさしい「エコ住宅」購入の際、「みちのく住宅ローン」を利用する顧客に金利を優遇。

(c) 環境分野のプロジェクト投融資

事例

- 三井住友銀行 モーリシャス発電所向けプロジェクト融資：さとうきびなどバイオマスを燃料とする発電所建設資金を欧州投資銀行（EIB）などとプロジェクト・ファイナンス方式で協調融資。
- UFJ銀行 風力発電事業者向けプロジェクト融資：トーメングループが青森県で操業する風力発電事業の日本政策投資銀行と総額40億円を協調融資。
- 住友信託銀行 風力発電事業者向けプロジェクト融資：丸紅が稚内市で操業する風力発電事業に17億円を融資。

(d) 環境ベンチャーへの投資

事例

- 日本政策投資銀行、UFJ銀行、安田火災海上保険他：「ランドソリューション」設立 商取引に伴う土壌汚染のリスク低減を目的とし、土地評価・環境保険の設計・浄化手法の選定などを手掛ける事業会社を栗田工業等と共同出資により設立。
- 東京海上火災保険 環境対策関連ベンチャー企業への投資：1999年度実績5社。
- みずほ証券 「ナットソースジャパン」への出資：温室効果ガス排出権、グリーン電力証書、天候デリバティブの取引仲介などをおこなう「ナットソースジャパン」への出資。
- 三井住友銀行 「日本自然エネルギー」への出資：風力発電事業者と需要家間の電力取引を仲介する「日本自然エネルギー」への出資。

(e) 排出量取引等の仲介

事例

- 三和銀行（現UFJ銀行） 排出権取引の模擬実験に参加：三菱総合研究所とナットソース・ジャパンが、温暖化ガスの排出権取引の模擬実験を開始。両社が仮想市場を運営し、東京ガス、三菱重工業、コスモ石油、電源開発、三井物産など33社が参加。
- 東京三菱証券 クリーン・エネルギー・ファイナンス委員会：クリーン・エネルギー事業に優良な資金がより多く供給されるよう、研究提言、金融アドバイス、クリーン・エネルギー企業のIPOを実施。

(f) 環境保全対策、環境ビジネスへの保険

環境との関わり方としては、低公害車・低燃費車・低排出ガス車の普及、車両修理時のリサイクル部品の利用促進、環境に配慮した建物・設備の利用促進、ESCO事業者の事業リスク軽減、風力発電事業者の事業リスク軽減などがある。

事例：自動車保険

- 東京海上火災保険、安田火災海上保険、三井住友海上火災保険など 「環境対策車割引」：

「低公害車」、「低燃費車」、「低排出ガス車」を対象とする。対象となる自動車保険の対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害補償保険、搭乗者傷害保険、車両保険の保険料について、3%割引を行う。

- あいおい損害保険 リサイクル部品使用特約：万一の事故で、契約車両に修理交換が必要となった場合、新品部品の替りにリサイクル部品を使用して修理することを、契約時に決める特約。提供するリサイクル部品は、簡単なメンテや清掃で再利用できるバンパー・フェンダー・ドアパネル等の外板部品。事故の際に保険会社推薦の修理工場への入庫を約束する「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」とセットとした「修理の達人」として原則、契約する。車両保険料が8%割引に。（「修理の達人」として契約の場合）

事例：火災保険

- 東京海上火災保険 「エコ対策費用」付き火災保険：万一の事故により罹災した物件を復旧する際に、建物や設備・什器備品を当社が環境に資すると認めた製品に買い換える場合、もしくはそれを使用して修繕する場合、通常要する費用を超えた部分に対して、「エコ対策費用保険金」を支払う。

事例：物財リスク保険

- 安田火災海上保険 ESCO総合保険：省エネルギー実現のためのエネルギー効率改善スキームを包括的に提供するESCO（Energy Service Company）事業者向けの保険。個別のESCO事業毎にリスク分析、およびリスクマネジメントを行い、ESCO事業に係る物財リスク（導入する省エネ機器の破損等による損害）賠償リスクに対する補償、ESCO事業者が保証したエネルギーコスト削減額が未達成であった場合の補償をオーダーメイドで提供する保険。

事例：利益減少リスク保険

- 安田火災海上保険 風力発電事業者向け保険：風力発電事業者向けに、風力の低下による収益減少を補償するプログラム。風量が予測を下回った場合に事前に取り決めた金額を支払う「天候デリバティブ」と現実の収益減少を補償する「天候保険」を組み合わせ、オーダーメイドで提供。

(g) 天候デリバティブ

主要損害保険会社は天候デリバティブ商品を発売している。また、多数の銀行もこれを仲介するかたちで取り扱っている。

事例

- 安田火災海上保険 集客施設運営団体のリスクヘッジ：淡路花博の主催団体と風速15メートル以上の風が吹いた日数に応じて、1日1億円の補償金を支払う契約を締結
- 三井住友銀行 小口定型商品の開発：休日の天候リスクに照準を合わせ、オプション料一口50万円と同200万円の2種類に設定した小口商品を販売

(h) 新種保険の開発

「環境」との関わり方としては、環境汚染リスクの軽減、環境に関する国際規格の取得企業の事業リスク軽減などがある。

事例：賠償リスク保険

- 東京海上火災保険、安田火災海上保険、三井住友海上火災保険など 環境汚染賠償責任保険：一般の賠償責任保険では対象とならない環境汚染に起因する賠償責任と汚染浄化費用を補償する保険。
- 三井住友海上火災保険 環境汚染賠償責任保険：有害物質取扱事業者や産業廃棄物の処理事業者等を対象とした保険。
- 三井住友海上火災保険 グローバルスタンダード割引：環境管理や品質管理の国際規格を満たしている企業を対象とした賠償責任保険料の割引。
- 三井住友海上火災保険 廃棄物排出事業者向け環境汚染賠償責任保険：産業廃棄物を排出し、その処理を産業廃棄物処理施設に委託しているメーカーなどの排出事業者を対象とした保険
- 安田火災海上保険 医療廃棄物排出者責任保険：廃棄物処理法の改正によって強化された不法投棄における排出者責任をカバーする医療機関向けの保険。廃棄物処理業者に委託した医療廃棄物が不法投棄されたため、医療機関が都道府県より措置命令を受けた場合に、不法投棄された医療廃棄物の除去費用、不法投棄場所の土壌浄化費用及び当該医療廃棄物により生じた健康被害に対する賠償責任を補償する。
- 安田火災海上保険 土壌浄化費用超過保険：土壌浄化に際し、浄化中に予想外の新たな汚染が見つかったため、または汚染状況が予想以上であったために、実際の浄化費用が当初の見積もり金額を超えた場合に当該超過額の一部を補填する保険。

(i) コンサルティングサービスの提供

事例

- 安田火災海上保険 関連会社（損保ジャパンリスクマネジメント）を通じたコンサルティングサービス：ISO14001認証取得支援
- 東京海上火災保険、安田火災海上保険、三井住友海上火災保険など 環境リスク診断サービス：事業活動に伴う環境リスク評価や環境管理ポイントに関するアドバイス
- 三井住友海上火災保険 リスクコンサルティング：土壌汚染調査・修復など環境にかかわる企業へのコンサルティング

(j) 寄付 / 預金

「環境」との関わり方としては、環境NGOへの寄付などがある。

事例

- 第一勧業銀行 総合口座「ハートの自然環境保護口座」：預金者の指定日に、指定金額を「自

然環境保護口座」から自動的に引き落とし、WWFジャパン（財団法人 世界自然保護基金 ジャパン）へ寄付。合わせて、銀行からも口座数に応じて寄付をおこなう。

- 滋賀銀行 累積型預金「クリーンバンクしがぎんスタートアップキャンペーン」：累積型預金の毎月積立額の1%相当額を「財団法人淡海環境保全財団」に寄付（現在取り扱いは終了）。
- 武蔵野銀行 普通預金、当座預金「むさしの自然環境保護口座」：預金者の指定日に、指定金額を「むさしの自然環境保護口座」から自動的に引き落とし、「財団法人 埼玉県生態系保護協会」に寄付。

(k) 寄付 / 金銭信託

「環境」との関わり方としては、環境NGOへの寄付などがある。

事例

- 中央三井信託銀行 自然保護信託「シンフォニー」：自然保護を目的として、預託を受けた資金を金銭信託で運用し、その収益金を財団法人日本自然保護協会に交付。
- 中央三井信託銀行 社会貢献信託「ヒューマン」：社会貢献や自然保護を目的として、預託を受けた資金を金銭信託で運用し、その収益金を財団法人日本自然保護協会に交付。交付先として財団法人「地球環境財団」を選択することも可能。
- 三菱信託銀行 バード信託：野鳥や自然環境の保護に役立てられる信託。
- 三菱信託銀行 ちきゅう信託：地球環境保全の普及活動をバックアップする信託。

(l) 寄付 / 保険

「環境」との関わり方としては、車両修理時のリサイクル部品の利用促進、環境NGOへの寄付などが挙げられる。

事例

- 安田火災海上保険 「エコパーツプロジェクト」：自動車保険（車両保険）の契約者が事故車両を修理する際、安田火災の提案に応じてリサイクル部品の使用に同意された場合、新品部品を使用したと想定した場合の支払い保険金との差額相当額を（財）安田火災環境財団を通じて環境団体等に寄付をおこなう。2000年1月から3年間の期間限定プロジェクト。
- 安田火災海上保険 ゴルファー保険：ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき、支払保険金の一部を、ご希望によってゴルファーによる緑化事業を推進する（社）ゴルファー緑化促進協力会に寄付できる特約がついた保険。

4.3 国際協力銀行の環境配慮ガイドラインについて

わが国金融機関においては、自らの環境配慮行動の在り方を体系立てて、事業活動のガイドラインとしている例は必ずしも多くはない。そのなかで、国際協力銀行の環境配慮ガイドライン策定の取組は注目される。

国際協力銀行は日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合により設立された政府金融機関であるが、いずれの機関とも従来より、環境の保全は世界的に重要な課題であり、自然的環境および社会的環境への配慮は不可欠の課題であるとの認識を持って業務を遂行してきており、環境配慮確認には長い歴史を有している。従って、国際協力銀行においても、環境社会開発室が設置され、個々の出融資等の対象プロジェクトにおいて、借入国（人）またはプロジェクト実施主体者による適切な環境配慮が行われていることを確認することとしている。また、プロジェクト実施主体者による環境配慮を適確かつ効率的に審査・チェックすることを目的として、そのための手続き等に係る指針として国際金融等業務（旧日本輸出入銀行の業務を継承）および海外経済協力業務（旧海外経済協力基金の業務を継承）ごとに環境ガイドラインを定めている。

同行は、このほか 地球環境問題対策に資する案件や公害対策案件等の環境案件の拡充強化に努め、円借款では、これらの案件に対し優遇された金利を適用する、 開発途上国における環境配慮への取組をさまざまな観点から支援する知的協力や調査を行う、 環境配慮への取組について、世界銀行、OECD 等の関連国際機関、欧米輸出信用機関等との情報・意見交換を通じた連携の強化を図る、国内外における環境保全関連、環境リスク、地球環境問題に関する有用な情報の収集・整理等により、環境配慮に係る業務を効果的、効率的に実施する上で必要な情報の整備を推進するなどの活動を行っている。

現在同行では、国際金融等業務と海外経済協力業務とで異なる2つの環境ガイドラインを用いているが、これまでの経験等も踏まえ原則として、両業務の統合された環境ガイドラインを新しく策定する作業を進めている⁵⁸。

策定に先だって、学識経験者、NGO、国会議員、環境省、外務省、財務省、国際協力銀行など多様な考えを持つメンバーが個人の資格で参加する「国際協力銀行の環境ガイドライン統合に係る研究会」が発足し、2000年10月から2001年7月まで16回の議論を経て、その成果は2001年9月に国際協力銀行への提言として提出された。同行は同提言を踏まえ環境ガイドライン（案）を作成し、2002年4月の制定を目途に、約2ヶ月間のパブリックコメント期間を設け広く国民の意見を求めるとともに、5回のパブリックコンサルテーションフォーラム

⁵⁸輸出信用に関わる環境配慮については、2001年暮れにOECDのECG部会からコモンガイドラインが示され、各国においてもこれに準拠した取組を構築するよう要請が行われている。

を開催し、有識者、NGO、産業界等に内容を説明し、議論を行ってきている。

現在公開されている環境ガイドライン（案）のなかでは、以下のような考え方が示されている。

(a) 理念（持続可能な発展と環境）

融資等の対象となるプロジェクトについての環境配慮を通じ、国際社会とりわけ開発途上地域の持続可能な開発に寄与する。環境配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民等の人権の尊重を含む環境への配慮である。環境配慮にあたっては、相手国の主権を尊重しつつ、借入国、借入人、事業主体との対話を重視するとともに、透明性とアカウンタブルなプロセス確保のため地域住民や現地NGOを含むステークホルダーの参加が重要であることに留意する。環境配慮確認のために、融資等を行うプロジェクトが求められる要件をガイドラインで明記し、要件の充足を確認するため、環境配慮についてのレビューを行う。レビュー結果は契約上に反映させる。十分な環境配慮がなされないプロジェクトに対しては融資等を行わない。このため適切な環境配慮がなされるよう、なるべく早期から借入人等に働きかける。

(b) 事業者に求められる環境配慮

国際協力銀行から融資を得ようとする事業者に対して、プロジェクトの性質に応じた適切な環境配慮が行なわれることを求めている。検討すべき環境影響項目として、大気、水質、土壌、廃棄物、事故、水利用、生物相、非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子供の権利、感染症等が含まれている。また、ガイドラインの中で、対象プロジェクトに求められる環境配慮、特に環境影響が大きいと考えられる案件についての環境アセスメントのあり方を示し、環境影響に関する情報公開、地域住民等との協議を求めている。また、計画実施段階において具体的な問題の指摘があった場合にも、十分な情報公開のもとにステークホルダーが参加した協議を求めている。

(c) 国際協力銀行の手続き

融資を求めるすべてのプロジェクトを環境影響の可能性に応じ分類し、特に環境影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクトサイトの実査や専門家の意見聴取等により詳細な環境レビューを行う等効率的なレビューを目指している。また、様々な情報、意見を収集するため、同行は環境影響可能性の分類を行った時点、また融資決定を行った時点の二回に分け、プロジェクトの環境影響情報や国際協力銀行の判断をホームページにより外部に公開することとしている。さらに融資後においては、事業者によるモニタリングをフォローすることとしており、また十分な環境配慮がなされていない場合には事業者に適切な配慮がなされるよう働きかけ、それで十分でない場合には契約上の権利を行使することを述べている。

4.4 日本政策投資銀行の取組について

日本政策投資銀行法第1条は「日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、...(中略)...に資するため、...(中略)...我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする」と、同行の目的を定めている。

同行は、1960年代に日本の政府系金融機関としては初めて公害防止融資制度を創設したことをはじめ、これまで省エネルギー設備などへの数多くの融資を行ってきた。現在でも、環境保全プロジェクトに対する支援制度を数多く有し、これらの制度を用いて、様々な環境配慮型プロジェクトへ投融資を行っている。

制度例

公害防止事業（大気・土壌・地下水・海洋汚染防止等施設、低公害車普及促進等）、オゾン層保護対策設備、ISO14001 認証取得促進、PRTR 対応促進、廃棄物・リサイクル対策（リデュース、リユース、リサイクル事業等）、省エネルギー設備（工場、ビル設備等）、コジェネレーション、新エネルギー発電（燃料電池、風力発電、太陽光発電、地熱開発）、エコビル、リサイクル物流施設、モーダルシフト、ダブルハルタンカー等

主な環境配慮プロジェクトへの融資事例

- ・ エコセメント製造施設（廃棄物・リサイクル対策）
- ・ 医療廃棄物無害化事業（廃棄物・リサイクル対策）
- ・ 廃プラスチックガス化リサイクル事業（廃棄物・リサイクル対策）
- ・ 廃タイヤ再利用型発電事業（廃棄物・リサイクル対策）
- ・ 広域型廃棄物処理センター（廃棄物・リサイクル対策等）
- ・ P F I 方式堆肥化事業（民間資金活用型社会資本整備）
- ・ 商業用風力発電事業（新エネルギー発電）
- ・ 屋上緑化事業（エコビル）

また、調査・研究等情報発信活動分野においては、温暖化を中心とする地球環境問題の深刻化や全地球規模での環境問題に対する議論の高まりなどを考慮し、「国連環境計画(UNEP)・環の国金融機関環境会議」の開催、「エコプロダクツ2001」への参加等を行うとともに、環境問題の重要性、対策の必要性・可能性の提言（調査レポート）等を実施している。

日常業務分野においても、「国等による環境物品の調達に関する法律（グリーン購入法）」施行を契機に、環境物品等（全101品目）の調達方針を作成・公表し、グリーン購入の積極的推進等を通じて、銀行業務自体の環境負荷の低減に向けた取組を実施しており、グリーン購入ネットワークへの加盟も行って

いる。

また、経済社会の持続的発展の為には、投融資業務、調査研究等情報発信業務、日常管理業務において、一層の環境配慮が必要であるという認識のもと、2001年6月に金融団体による環境及び持続可能な発展に関する国連環境計画(UNEP)宣言への署名を実施している。さらに、環境配慮の視点は、銀行のあらゆる業務に必要であるとの考えから、役員等で構成する社会環境委員会、各セクションの横断的組織として社会環境グループを設置し、総合的な対応体制をとっている。

4.5 全国地方銀行協会のレポートについて

社団法人全国地方銀行協会は2001年6月に「地方銀行における環境問題への取組の視点」と題するレポートを公表した。

このなかでは、『わが国における環境関連法規制の強化や環境問題に対する国民的関心の高まりを背景として、企業行動、消費者行動、投資家行動が「環境」というキーワードを軸に大きく変化しつつある現状を踏まえると、地方銀行としても取引先企業、預金者、投資家等との関係において、環境問題とのかかわりを再認識するとともに、経営的な観点から、具体的な取組を検討すべき時期に来ているものと考えられる』との基本認識が示されている。

また、『これまでの地方銀行における環境問題への取組を見ると、銀行全体としての環境問題への取組方針を明確にしているところはわずかであり、また、「省エネ・省資源活動」についても、「環境」という側面をあまり意識しないままに取り組まれている例も少なくない』としたうえで、『地方銀行が「環境問題への取組」を経営の軸の一つとし、外部に強く打ち出すことは「地域密着」を標榜する地方銀行にとって、地域におけるイメージアップやアピール力の強化につながり、他金融機関との差別化戦略としても有効であると思われる』と金融業の環境配慮行動の意義が強調されている。

当該レポートは、『地方銀行としては、環境問題への取組みを「自行の経営基盤である地域経済の持続的な発展に資する」という大きな視点から捉え、地域のリーダーシップを発揮するための戦略的な取組みについて、多面的な対応を検討していく必要がある』と結ばれており、今後の取組みの具体化が期待されることである。

4.6 持続可能な社会に資する銀行研究会の取組について

業界を超えていくつかの金融機関が協調して、金融業における環境配慮行動の在り方を考えていこうとする取組も芽生えている。2001年9月、任意団体「持続可能な社会に資する銀行研究会」が発足した⁵⁹。同研究会は持続可能な社会の実現に向けて、銀行は環境問題にどのような貢献ができるかという共通の課題について検討・情報共有を図っていくことを目的にしている。

金融機関は経済活動の中で重要な役割を果たしており、企業への資金供給などを通じて環境問題に大きな貢献をし得る可能性を有している。同時に金融機関自身が持続可能性を確保する意味からも環境問題への積極的な取組が不可欠である、という認識のもとに、

- (a) 与信における環境配慮に関する研究
- (b) 行内の日常業務における環境配慮に関する研究
- (c) 環境保全を事業機会とする金融商品・サービスに関する研究

等を通じて、今後、わが国個別金融機関が環境問題への取組を強化していくに資する活動を行っていくとしている。

具体的には、クレジット・リスク部会を設置し与信における環境配慮に関する研究を、E M S (Environmental Management System) と情報開示部会を設置し行内の日常業務における環境配慮と金融機関の環境コミュニケーションに関する研究を、国内有識者や海外金融機関の協力を得ながら進めている。また、今後はセミナー、シンポジウムの開催なども計画している。

なお、同研究会は、2000年度に発足した金融機関などの職員有志による持続可能な社会に資する銀行を考える研究会を発展的に改組し、新たに発足したものである⁶⁰。

⁵⁹構成メンバーはあおぞら銀行、格付投資情報センター、UFJ銀行、日本政策投資銀行、日本総合研究所、みずほホールディングス、三井住友銀行、安田火災海上保険の8社

⁶⁰「持続可能な社会に資する銀行を考える研究会」は2001年2月、銀行が取引先の環境リスク評価を積極的に図る必要があるなどとする中間報告書を取り纏めて公表している。

<http://www.jri.co.jp/press/report/cse-press010202.pdf>。同研究会の構成メンバーは、AIU保険会社、格付投資情報センター、住友銀行、東海銀行、東京三菱銀行、日本興業銀行、日本政策投資銀行、日本総合研究所（企業名は報告書作成時のまま）の職員有志である。

4.7 日本損害保険協会の取組について

社団法人日本損害保険協会は、経団連の地球環境憲章等に呼応して1996年11月に「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」⁶¹を策定（2000年12月に改定）している。主な内容は以下のとおりである。

- (a) 損害保険業を通じた取組み
 - ・環境問題に関わる商品の開発・普及ならびにサービス面の取組みの推進。
 - ・自動車廃棄物の削減や再生利用推進のためのリサイクル部品活用・部品補修キャンペーン等の活動の推進
- (b) 社外への情報発信
 - ・業界が有する環境問題に関わる様々なノウハウ（環境に関するセミナー・公開講座の開催、情報誌・図書の発行、コンサルティング等）の提供・発信
- (c) 地球温暖化対策（省資源・省エネ対策）
 - ・紙資源のより一層の利用節減の推進
 - ・オフィスの電力、ガス等エネルギー資源の利用節減の推進
- (d) 循環型経済社会の構築（リサイクル対策）
 - ・再生紙の利用率の向上
 - ・オフィスからの廃棄物の再利用率の向上と最終処分量の削減
 - ・オフィスOA機器の消耗品のリサイクル推進やグリーン購入の推進
- (e) 社内教育・啓発
 - ・環境保全に関しての、社内教育への一層の取組・社員の環境ボランティア活動への参加等を支援する社内体制の整備
- (f) 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
 - ・具体的行動を推進するための手段としての、ISO等の環境マネジメントシステムの活用

また、同協会は環境問題への取組の一環として1995年から毎年、協会加盟の損害保険会社を対象に「環境問題に関するアンケート調査」を実施している。2001年度調査の結果は以下のような内容になっている。

- (a) 全体傾向
 - 調査開始7年目を迎え、全体的傾向として環境問題に関する損害保険各社の取組みは着実に拡充が図られている。
- (b) 個別対応
 - 〔省資源〕

⁶¹ <http://www.sonpo.or.jp/outline/kankyo2000-keikaku.html>

- ・紙の使用量削減については、電子メール、CD-ROM等OA化の推進などによって、全社が取組んでいる。

〔リサイクル〕

- ・約90%の会社が、コピー用紙・FAX用紙について再生紙を利用している。

- ・90%以上の会社が紙ゴミの分別回収を実施している。

- ・ほぼ全社がOA機器消耗品のリサイクルに取り組んでいる。

〔ISO14001〕

- ・ISO14001を認証取得している会社は16%、認証取得を決定・検討している会社は33%あり、合計すると約半数が既に認証取得しているか、または取得に向け検討している。

さらに同協会では、2001年9月21日に本部・東京支部を対象にISO14001の認証を取得し、啓発活動の推進、省資源・省エネルギー活動の推進の強化に自ら努めている。

図表 4.4 日本損害保険協会「2001年度環境問題に関するアンケート調査」結果

調査結果 (調査会社数)	第1回 95年2月 (26社)	前回 00年7月 (36社)	今回 01年7月 (31社)
1. 環境に関する経営方針 環境に関する全社的な経営方針がある会社	23%(6社)	31%(11社)	35%(11社)
2. 環境に関する組織			
(1) 環境問題に取り組むための専門の部署がある会社	15%(4社)	17%(6社)	16%(5社)
(2) 環境問題に取り組むための特別の委員会がある会社	12%(3社)	28%(10社)	29%(9社)
3. 環境問題への取組み			
(1) 損害保険業を通じた取組み			
ア. 地球環境問題への対応商品を販売している会社	-	36%(13社)	35%(11社)
イ. 地球環境問題への対応サービス等を実施している会社	-	8%(3社)	13%(4社)
(2) 社外への情報発信			
リスクマネジメントサービスを実施している会社	-	31%(11社)	26%(8社)
(3) 地球温暖化対策(省資源・省エネ対策)			
ア. 紙資源の利用削減の目標設定をしている会社	-	28%(10社)	29%(9社)
イ. 紙使用量の削減を全社的に推進している会社	62%(16社)	72%(26社)	77%(24社)
紙使用量の削減を一部推進している会社	35%(9社)	22%(8社)	23%(7社)
電子メール、CD-ROMの導入等O A化の推進	58%(15社)	94%(34社)	97%(30社)
両面コピーの推進等	73%(19社)	89%(32社)	87%(27社)
使用済用紙の裏面再利用促進	-	86%(31社)	84%(26社)
文書類の削減	15%(4社)	69%(25社)	68%(21社)
帳票類の削減	69%(18社)	56%(20社)	65%(20社)
ウ. 省エネルギー対策の目標設定をしている会社	-	25%(9社)	19%(6社)
エ. 電力・ガス等の省エネ対策を全社的に推進している会社	-	39%(14社)	39%(12社)
電力・ガス等の省エネ対策を一部推進している会社	-	44%(16社)	39%(12社)
(4) 循環型経済会社の構築対策(リサイクル対策)			
ア. リサイクル対策の目標設定をしている会社	-	19%(7社)	16%(5社)
イ. 再生紙利用促進の取組み			
コピー用紙	62%(16社)	86%(31社)	90%(28社)
FAX用紙	35%(9社)	81%(29社)	87%(27社)
トレットペーパー	12%(3社)	72%(26社)	77%(24社)
その他社外向け印刷物	-	67%(24社)	74%(23社)
ウ. アイテム別紙使用量把握状況			
ディスクロージャー誌の全ての紙使用量を把握	-	-	52%(16社)
封筒類の全ての紙使用量を把握	-	-	39%(12社)
保険申込書の全ての紙使用量を把握	-	-	35%(11社)
パンフレット類の全ての紙使用量を把握	-	-	35%(11社)
約款類の全ての紙使用量を把握	-	-	35%(11社)
契約のしおり等の全ての紙使用量を把握	-	-	29%(9社)

保険証券の全ての紙使用量を把握	-	-	29%(9社)
エ .紙ゴミの分別回収			
紙ゴミの分別回収を全社的に実施している会社	19%(5社)	36%(13社)	48%(15社)
紙ゴミの分別回収を一部実施している会社	77%(20社)	56%(20社)	45%(14社)
分別回収用ゴミ箱の設置、リサイクルボックスの配付	77%(20社)	92%(33社)	90%(28社)
分別回収に関するポスター・ちらし等を作成しPR	15%(4社)	25%(9社)	23%(7社)
エコロジー委員、促進リーダー等を決め推進	8%(2社)	14%(5社)	10%(3社)
オ . O A機器の消耗品のリサイクル			
O A機器消耗品のリサイクルを全社的に実施している会社	-	56%(20社)	52%(16社)
O A機器消耗品のリサイクルを一部実施している会社	-	42%(15社)	45%(14社)
カ . その他リサイクル対策			
その他リサイクル対策を実施している会社	85%(22社)	94%(34社)	94%(29社)
ビン・缶等の分別回収を実施している会社	73%(19社)	92%(33社)	84%(26社)
キ . グリーン購入を進めている会社	-	67%(24社)	71%(22社)
(5)環境マネジメントシステムの構築と環境監査			
ア .環境マネジメントシステムの導入			
導入実施している会社	-	11%(4社)	19%(6社)
導入を決定している会社	-	6%(2社)	6%(2社)
導入を検討している会社	-	25%(9社)	16%(5社)
イ . ISO14001の認証取得			
ISO14001の認証取得している会社	3%(1社)	8%(3社)	16%(5社)
ISO14001の認証取得を決定している会社	3%(1社)	8%(3社)	10%(3社)
ISO14001の認証取得を検討している会社	15%(5社)	28%(10社)	23%(7社)
(6)社内外における環境啓発活動			
ア .各種研究機関、関係団体への支援・協力、環境関連団体への寄附等を実施している会社	42%(11社)	47%(17社)	45%(14社)
イ .地球環境保護活動への参画			
地球環境保護活動へ参画している会社	12%(3社)	17%(6社)	16%(5社)
ボランティア活動を組織的に支援している会社	19%(5社)	28%(10社)	35%(11社)
ウ .地球環境保護に関する教育・啓発活動			
社内教育としての環境問題を取り上げている会社	23%(6社)	28%(10社)	32%(10社)
社外啓発 教育活動を実施している会社	23%(7社)	22%(8社)	26%(8社)
(7)ディスクロース対応			
自社の環境問題に対する取組み状況をディスクロースしている会社	-	28%(10社)	29%(9社)

下線は「損保行動計画」における取組み推進事項

(出所) 日本損害保険協会